

## 1 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一資格）で「物品の販売」が「D」等級以上の競争参加資格を有する者又は、申請中の旨を証明できる者であること。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

## 2 見本提出について

- (1) 場 所：陸上自衛隊小倉駐屯地糧食班
- (2) 日 時：令和7年9月5日（金）午前11時00分までに提出
- (3) 提 示：見本提示は見本提出欄に○印がついている品目とし、規格に基づき納品時に納品できる品物で見本提出一覧表と共に提出すること。
- (4) 記 名：見本品を提出される際は、必ず、社名と見本番号を表記すること。
- (5) 同等品：同等品として入札する場合は、同等品判定依頼書と見本品を提出すること。

## 3 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除  
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の5以上を徴収する。
- (2) 契約保証金：免除  
ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合においては、納入予定日及び数量が予定されていない場合は「(予定数量－納入済数量)×単価」(税込)の総額、また納入予定日及び数量が予定されている場合は、解除を申し出た日以降の「納入予定数量×単価」(税込)の総額の100分の10以上を違約金として徴収する。

## 4 落札決定方法

- (1) 単価（税抜き）による。
- (2) 同価となった場合には直ちにくじ引きを実施して決定する。
- (3) 入札金額が当隊所定の予定価格の範囲以内における最低の入札価格
- (4) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8% (軽減税率)に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100 (軽減税率)に相当する金額を入札書に記載すること。

## 5 入札の無効

- (1) 第1項に示す入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額が明確でない入札
- (3) 入札者が誰であるか識別し難い場合
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 見本を提出しなかった者、又は見本が不合格の者
- (6) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

## 6 契約書等作成

- (1) 落札決定後、契約書を作成する。
- (2) 適用する契約条項
  - 「糧食品売買契約条項」
  - 「談合等の不正行為に関する特約条項」
  - 「暴力団排除に関する特約条項」
  - 「単価契約に関する特約条項」

## 7 その他

- (1) 入札については入札会場において、直接当隊所定の入札箱に入札することを基本とする。ただし、遠方等の理由により直接入札できない場合には郵送による入札のみ可とする。このため電話・FAXによる入札は認めない。また郵便により入札に参加する場合は、送付される封筒に必ず「9月10日 糧食品 入札書在中」の記載をし、入札日前日15時00分までに必着するように郵送すること。また郵便入札の場合は事前に連絡を入れること。初度入札に郵便が含まれていない場合は再度入札を直ちに行う。郵便が含まれている場合の再度入札は別途連絡する。
- (2) 入札に参加される方は、令和07・08・09年度競争参加資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し又は、申請中の旨を証明できる書類を入札実施前までに提出すること。
- (3) 入札は当隊所定の入札書で実施するので、入札前までに入札書を受領すること。
- (4) 公告は第366会計隊小倉派遣隊(小倉)の公告掲示板及び西部方面隊ホームページに掲載。
- (5) 入札に参加するにあたり、特に規格書の注意事項を確認し、納入業者は信義、誠意を旨とし、商習慣に従い良心的な納品を行うこと。
- (6) 納品受付時間は、特に示す場合を除き午前8時30分～午後12時00分までとする。
- (7) 発注の際、発注単位制限には応じない。
- (8) 契約締結後の納品時の食品衛生検査については、(14)、(15)のとおり実施するものとする。
- (9) 入札に参加される方は、市場価格調査に協力し、会計隊が示す期限までに提出すること。
- (10) 「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約する旨を入札書に付記すること。
- (11) 同等品申請される方は、第366会計隊小倉派遣隊(小倉)にて「同等品判定依頼書」を受領すること。
- (12) 代表権のない代理人が入札する場合は、必ず委任状を入札実施前までに提出すること。
- (13) 発注の予定日等を確認したい方は8の(1)に連絡の旨、予定表を受領すること。
- (14) 食品衛生検査は食品衛生管理官の指示に従うものとする。
- (15) 納入業者は、食品衛生検査に使用する分を医務室に提出してから発注数量を納品すること。その際、細部は食品衛生管理官との調整による。

8 問い合わせ先

(1) 入札に関する問い合わせ

〒802-0841

北九州市小倉南区北方5丁目1番1号

陸上自衛隊小倉駐屯地 第366会計隊小倉派遣隊 契約班

担当：兼松

TEL：093-962-7681（内線348）

FAX：093-962-2719

(2) 品名・規格に関する問い合わせ

陸上自衛隊小倉駐屯地 業務隊補給科 糧食班

担当：荒牧

TEL：093-962-7681（内線352）